



新居浜

令和3年度（第2回） 新居浜市職員採用候補者登録試験案内

- ・郷土愛を持ち、**チャレンジ**精神旺盛な職員
- ・**コスト**意識を持ち、市民の視点でスピーディに行動できる職員
- ・プロ意識と熱意を持ち、時代に即応して変革（**チェンジ**）できる職員 を求めています。

| | |
|-------|---|
| 受付期間 | 令和3年7月29日（木）10時00分～8月26日（木）24時00分 ※原則、インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン）で申込みをしてください。ただし、インターネットによる申込みができない方に限り郵送による申込みをしてください（郵送は8月23日（月）必着）。 |
| 第1次試験 | 令和3年9月19日（日） |

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

申込みできる試験区分はいずれか一つに限ります。なお、採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|---------------|--------|-----------------------------------|
| 一般事務（初級） | 若干名 | 本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。 |
| 一般事務（障がい者・初級） | 若干名 | |
| 消防士（初級） | 若干名 | 消防業務に従事します。 |
| 土木技術（初級） | 若干名 | 本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。 |
| 情報技術（職務経験者） | 若干名 | 本庁又は出先機関に勤務し、専門的業務に従事します。 |
| 管理栄養士（上級・中級） | 若干名 | 本庁又は出先機関に勤務し、給食管理業務及び栄養士業務に従事します。 |

2 受験資格

- (1) 全ての職種において男女は問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人も受験できます（ただし、消防士は除きます）。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者（9 参考 地方公務員法抜粋を参照）
- (4) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの



| 試験区分 | 学 歴 等 | 年 齢 |
|----------------------|---|--------------------------|
| 一般事務（初級） 注 1 | 高等学校、高等専門学校、短期大学及び専修学校を卒業した者又は令和 4 年 3 月に卒業見込みの者（学校教育法による <u>4 年制大学（大学院）を卒業した者及び令和 4 年 3 月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和 4 年 3 月に修了見込みの者は除く。</u> ） | 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた者 |
| 一般事務（障がい者・初級） 注 1 | 高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校、大学及び大学院を卒業した者又は令和 4 年 3 月卒業見込みの者で、次の要件を全て満たすもの ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 イ 活字印刷又は点字による出題に対応できる者 | 昭和 5 7 年 4 月 2 日以降に生まれた者 |
| 消防士（初級） 注 1 | 日本国籍を有し、アからウまでの要件を満たす者で、高等学校、高等専門学校、短期大学及び専修学校を卒業したもの又は令和 4 年 3 月に卒業見込みのもの（学校教育法による <u>4 年制大学（大学院）を卒業した者及び令和 4 年 3 月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和 4 年 3 月に修了見込みの者は除く。</u> ） ア 視力が両眼で 0. 7 以上（矯正含む。）で、かつ、一眼でそれぞれ 0. 3 以上（矯正含む。）の者 イ 聴力が左右正常である者 ウ 準中型自動車免許取得者（車両総重量 7. 5 t に限る。）又は令和 4 年度中に取得できる者 | 平成 1 0 年 4 月 2 日以降に生まれた者 |
| 土木技術（初級） 注 1 | 高等学校、高等専門学校、短期大学及び専修学校において、土木又は農業土木課程を履修し、卒業した者又は令和 4 年 3 月に卒業見込みの者（学校教育法による <u>4 年制大学（大学院）を卒業した者及び令和 4 年 3 月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和 4 年 3 月に修了見込みの者は除く。</u> ） | 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた者 |



| | | |
|---------------------------|--|--------------------------|
| <p>情報技術（職務経験者） 注2</p> | <p>独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち、高度試験のいずれかの試験又は情報処理安全確保支援士試験に平成21年以降に合格している者で、プロジェクト・マネジメントの実務経験が直近6年中3年以上ある者（令和4年3月31日までに3年に達する場合を含む。）</p> <p>※注 受験資格の対象となる試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・情報セキュリティスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・情報処理安全確保支援士試験 | <p>昭和52年4月2日以降に生まれた者</p> |
| <p>管理栄養士（上級・中級）</p> | <p>管理栄養士の資格を有する者又は令和4年3月31日までに資格を取得する見込みの者</p> | <p>昭和52年4月2日以降に生まれた者</p> |

注1 高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校等を卒業した者又は卒業見込みの者については、新居浜市が準ずると認める者を含みます。

注2 職務経験について

- ① 職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員（正職員）としますが、正社員（正職員）以外の雇用形態であっても、一事業所において、おおむね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業している場合に限り、正社員（正職員）の職務経験とみなします。
- ② 複数の事業所にわたっている場合は、おおむね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業勤務していた期間を通算することができます。
- ③ 休業等（病気休暇、退職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。
- ④ 最終試験合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます（証明書の取得が困難な場合は、申込み前に人事課まで御相談ください。証明書が取れない場合は採用されませんので注意してください。）。
- ⑤ 「直近6年」とは、平成28年4月1日から令和4年3月31日までです。



3 試験の方法

| 段階 | 内 容 | |
|------|--|---|
| 1次試験 | 公務員として必要な一般知識・知能及び各試験区分に応じて必要な専門的知識について、筆記試験を行います。 | |
| | (1) 筆記試験 | 各試験区分の試験科目、出題分野は、 別紙1 を参照してください。 |
| | (2) 事務適正検査 | 一般事務のみ実施 |
| | (3) 消防適正検査 | 消防士のみ実施 |
| | (4) 自己アピール書 | 第2次試験以降の参考とするもので、第1次試験の結果には影響しません。 |
| | (5) パーソナリティ検査 | |
| 2次試験 | 第1次試験の合格者を対象に10月下旬頃実施の予定です。 | |
| | (1) 作文試験 | 指定されたテーマによる作文作成 |
| | (2) 口述試験 | 面接試験など |
| | (3) 体力テスト | 消防士のみ実施 |

4 試験の日時、場所及び合格発表

| 区 分 | 日 時 | 場 所 | 合 格 発 表 |
|-------|---|------------------------------|--|
| 第1次試験 | 令和3年9月19日(日) 9時30分～14時30分 12時30分～15時40分 (試験区分によって開始・終了時間が異なります。 別紙1 参照) | 新居浜市 市民文化 センター (別館) | 令和3年10月中旬に本庁舎及び各支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。 また、新居浜市ホームページにも掲載します。 |
| 第2次試験 | 第1次試験又は第2次試験に合格した方に通知します。 | | |

点字による第1次試験は別途行いますので、希望される方には後日改めてお知らせします。

5 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。この名簿の有効期間は、原則として令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。
- (2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていないものは、採用されません。



6 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| | |
|---------------|-------------|
| 大学卒・採用時22歳の場合 | 182,200円 程度 |
| 短大卒・採用時20歳の場合 | 163,100円 程度 |
| 高校卒・採用時18歳の場合 | 150,600円 程度 |

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

7 問合わせ先及び受験手続

新居浜市 総務部人事課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
TEL 0897-65-1213 新居浜市 HP <https://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>
次のいずれかの方法で申込みをしてください。

| | |
|-----------------|---|
| 1 インターネットによる申込み | |
| 申込方法 | 原則、インターネットによる申込みとします。詳細については、 別紙2 「新居浜市職員採用候補者登録試験申込方法」をご確認ください。 |
| 受付期間 | 令和3年7月29日(木)10時00分～8月26日(木)24時00分 |
| 2 郵送による申込み | |
| 申込方法 | インターネットによる申込みができない方に限り、申込書の郵送による申込みをしてください。詳細については、 別紙3 「採用試験申込書の郵送による申込方法」をご確認ください。 |
| 受付期間 | 令和3年7月29日(火)～8月23日(月) 8/23必着 |

8 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。



新居浜

9 参考（地方公務員法-抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



受験者のみなさんへ

(注 意 事 項)

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- 2 試験当日は、試験会場への車の乗り入れは御遠慮ください。
- 3 新居浜市市民文化センター（別館）は建物内全面禁煙になっておりますので、喫煙は建物外で行い、自分の責任において吸殻の後片付けをしてください。
- 4 試験区分によって試験の開始終了時間が異なります（別紙1参照）。昼食が必要な場合は各自で準備してください。

| 集合時間 | 試験開始時間 | 試験区分 |
|-----------|-------------|---|
| 9 : 3 0 | 9 : 5 0 ~ | 一般事務（初級）、一般事務（障がい者・初級）、消防士（初級）、 情報技術（職務経験者）、管理栄養士（上級・中級） |
| 1 2 : 3 0 | 1 2 : 5 0 ~ | 土木技術（初級） |

※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。

特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況に御注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。

※ 台風等の災害及び今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず試験日程等の変更をする場合は、新居浜市のホームページと申込専用サイトのマイページでお知らせします。